

令和3年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案その4)

区 分	件 名	概 要												
◎予算 (16件) 総務部	【議案第 57 号】令和2年度三重県一般会計補正予算(第14号) (補正額 約 ▲147億円) 【議案第 58 号】令和2年度三重県債管理特別会計補正予算(第2号) (補正額 約 24億円) 【議案第 59 号】令和2年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算(第1号) (補正額 約 ▲17万円) 【議案第 60 号】令和2年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約 ▲70億円) 【議案第 61 号】令和2年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約 ▲5千円) 【議案第 62 号】令和2年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算(第4号) (補正額 約 ▲3,870万円) 【議案第 63 号】令和2年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号) (補正額 約 ▲26万円) 【議案第 64 号】令和2年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第3号) (補正額 約 ▲527万円) 【議案第 65 号】令和2年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約 ▲6,778万円) 【議案第 66 号】令和2年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約 61万円)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">予 算</td> <td style="padding: 5px;">16 件</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="5" style="padding: 5px;">議案24件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">条 例 案</td> <td style="padding: 5px;">4 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その他議案</td> <td style="padding: 5px;">4 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">認 定 告 白</td> <td style="padding: 5px;">1 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">提 出 計</td> <td style="padding: 5px;">25 件</td> </tr> </table>	予 算	16 件	}	議案24件	条 例 案	4 件	その他議案	4 件	認 定 告 白	1 件	提 出 計	25 件
予 算	16 件	}	議案24件											
条 例 案	4 件													
その他議案	4 件													
認 定 告 白	1 件													
提 出 計	25 件													

区 分	件 名	概 要
予算 つづき	<p>【議案第 67 号】令和2年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約 91万円)</p> <p>【議案第 68 号】令和2年度三重県水道事業会計補正予算(第3号) (補正額 約 ▲3億円)</p> <p>【議案第 69 号】令和2年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第3号) (補正額 約 ▲9億円)</p> <p>【議案第 70 号】令和2年度三重県電気事業会計補正予算(第3号) (補正額 約 ▲2億円)</p> <p>【議案第 71 号】令和2年度三重県病院事業会計補正予算(第4号) (補正額 約 ▲6,566万円)</p> <p>【議案第 72 号】令和2年度三重県流域下水道事業会計補正予算(第4号) (補正額 約 ▲3億円)</p>	
◎条例案 (4件) 子ども・福祉部	<p>【議案第 73 号】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に鑑み、関係条例の規定を整備するものである。 (令和3年4月1日から施行)</p> <p>(主な内容)</p> <p>(1) 次に掲げる条例の業務継続計画の策定、衛生管理、虐待の禁止等についての規定を整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ② 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ③ 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ④ 三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ⑤ 三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ⑥ 三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 ⑦ 三重県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例 ⑧ 三重県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 ⑨ 三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 <p>(2) その他規定を整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正 ② 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正

区 分	件 名	概 要
医療保健部	<p>【議案第 74 号】 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案</p>	<p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に鑑み、関係条例の規定を整備するものである。</p> <p>(令和3年4月1日から施行)</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次に掲げる条例の業務継続計画の策定、虐待の防止、電磁的記録等についての規定を整備する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 ② 三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 ③ 三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 ④ 三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ⑤ 三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ⑥ 三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 ⑦ 三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ⑧ 三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 ⑨ 三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
総務部	<p>【議案第 75 号】 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、規定を整理するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p>
◎その他議案 (4件) 防災対策部	<p>【議案第 76 号】 防災関係建設事業に対する市町等の負担について</p>	<p>令和2年度において県の行う防災関係建設事業に要する経費に充てるため、地方財政法(昭和23年法律第109号)第27条第1項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により、市町及び消防組合負担金の額を次のとおり定めるものとする。</p>

区 分	件 名	概 要
農林水産部	【議案第 77 号】 農林水産関係建設事業に対する市町の負担について	令和2年度において県の行う農林水産関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。
県土整備部	【議案第 78 号】 土木関係建設事業に対する市町の負担について	令和2年度において県の行う土木関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。
警察本部	【議案第 79 号】 訴えの提起(和解を含む。)について	令和3年2月25日に行われた不当利得返還等請求事件の判決において、県に対し939万4272円の支払いを命じられたことから、原判決のうち県敗訴部分の取消等を求めて控訴するものである。

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	【議案第 80 号】 盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例案	盗難自動車の解体及び輸出を防止し、良好な生活環境を確保するため、特定自動車解体業及び中古自動車輸出業を営む者に係る届出制度を設ける等の規制を行うものである。 (令和3年10月1日から施行) (主な制定内容) (1) 特定自動車解体業及び中古自動車輸出業の届出 (2) 標識の掲示 (3) 従業者名簿の作成 (4) 自動車引取り時の相手方の確認及び引取記録の作成 (5) 良好な生活環境の確保 (6) 保管命令 (7) 警察職員による立入検査 (8) 違反時の行政処分及び罰則
◎報告 企業庁	(1件) 【報告第 6 号】 議会の議決すべき事件以外の契約等について	地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約 【契約名称】RDF焼却・発電施設撤去工事 【履行場所】桑名市多度町力尾地内 【契約金額】1,609,520,000円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 津市北丸之内12番 安藤・間・日本土建・ナガシマ特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社安藤・間 三重営業所 所長 横山 英樹 【契約締結の年月日】令和3年1月28日 【契約期間】令和3年1月28日から 令和5年1月27日まで